

庁 中 一 般

各 出 先 機 関

安芸高田市週休 2 日工事(営繕工事)試行要領を次のように定める。

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市週休 2 日工事(営繕工事)試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、持続可能な建設産業の実現に向けた労働環境の改善を目的とする「週休 2 日工事」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休(対象期間の 28 分の 8 の日数のこと。)以上の現場閉鎖を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 対象期間 工事着手日から工事完了日までとする。この場合において、工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所などの設置又は測量をいう。)に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。ただし、次の期間は対象期間から除く。

ア 年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間

イ 工場製作のみが行われている期間

ウ 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象は、請負対象設計金額が500万円以上の工事とし、特記仕様書(現場説明書)に「週休2日工事」である旨を明示するものとする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 現場での作業日数が1月未満の工事
- (2) 災害復旧工事を含まれる緊急性のある工事
- (3) その他休日の確保が困難であると判断される工事

(実施方法)

第4条 受注者は、工事着手までに、休日取得計画表(別記様式。以下「計画表」という。)を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

- 2 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。
- 3 週休2日を理由とする工期延長については、認めないものとする。
- 4 受注者は、週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

(経費の補正)

第5条 週休2日工事を実施した結果、現場閉所状況が4週6休以上であった場合は、変更契約時において、現場閉所実績に応じ、次の各号の補正係数により、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

- (1) 4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)においては1.05
- (2) 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25.0%(7日/28日)以上28.5%未満)においては1.03
- (3) 4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25.0%未満)においては1.01

(工事成績評定)

第6条 4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定表の「工程管理」及び「創意工夫」で評価するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受注者及び発注者が協議して定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年8月5日から施行する。

